

速度取締り指針

令和7年7月
長府警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	乃木浜・松屋地区	60km/h
国道9号	6:00 ~ 20:00	前田地区	60km/h
国道491号	6:00 ~ 20:00	小月・菊川地区	60km/h
県道下関長門線	6:00 ~ 20:00	内日・菊川・豊田地区	60km/h
市道印内・才川線	6:00 ~ 17:00	長府地区	30km/h

- 重大交通事故抑止のため、重点路線を中心に時間・場所をランダムに変更して速度取締りを行います。
- 幹線道路のほか、通学路・生活道路についても歩行者を保護するため、速度取締りを行います。

管内における交通事故実態と分析結果



- 令和7年上半期は、下関市道において交通死亡事故が1件発生しました。
- 人身事故を分析した結果、令和7年上半期は令和6年下半期に比べて人身事故発生件数は減少し、
 - ・ 道路形状別では、直路での発生が約45%
 - ・ 時間帯別では、6時～18時での発生が約75%
 - ・ 路線別では、国道での発生が約60%という特徴が見られました。

●：交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和6年～令和7年上半期（私道と駐車場を除く。令和7年は物損事故を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で16件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生が多い国道や県道の他、下関市道でも交通指導取締りを行います。
- 自転車利用者の交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を図るため、自転車利用者の悪質・危険な行為に対する交通指導取締りや指導警告活動を強化します。